

調査実施者 説明資料

(前回部会において御指摘いただいた事項への回答)

総務省統計局
経済産業省調査統計グループ

調査事項

① 調査項目「9 電子商取引の有無及び割合」については、電子商取引を母数とするのではなく、売上金額全体を母数として、そこに占める個人向け電子商取引の割合を記入することとされています。

しかし、B to Cのサイトの中で、購入者が企業か個人かという区分をした上で、個人分のみを抽出しようとする、取引内容を一つ一つ精査しなければならず、記入負担が重く、正確性の確保も含め、回答が困難な場合が少なくないと考えます。

また、部会の説明では「可能な範囲（書ける範囲）での協力を求める」といった旨の説明がなされましたが、本項目に関する必要性の認識も含め、逆に混乱を招く可能性が懸念されます。

このため、以下の点について、質問します。

(1) 本調査項目の必要性について、具体的に何に利用されているのでしょうか。

(2) 中間年において毎年実施予定の経済構造実態調査の調査項目の設定に当たっては、基準年に実施される経済センサス - 活動調査における調査事項を基礎としつつも、毎年報告するという報告者負担を勘案されていると認識しています。そうであれば、むしろ、以下のような把握の方法も選択肢の一つではないでしょうか。

- ・ 電子商取引全体の金額の把握にとどめるなど、調査項目の簡素化
- ・ 自社が運営するエンドユーザー向け（B to C）サイトによる売上、それ以外向け（B to B）サイト別による売上金額の把握

② 電子商取引については、電子商取引実態調査という別の統計情報も見受けられるところ、この調査結果では代替できないのでしょうか。

もし、情報が足りないなら、電子商取引に特化した当該調査の把握事項を充実すればよく、経済構造実態調査で消費者相手・企業相手の区分等だけを断片的に聞いても、報告負担のみ大きく、情報把握として一体性を欠くのではないのでしょうか。

経済産業省においては、電子商取引の促進に係る諸施策として、例えば、消費者保護と健全な市場形成の観点から、インターネットを利用した通信販売等の取引の適正化を図るため、電子商取引や情報財取引等に関する様々な法的問題点について、関係する法律などの電子商取引を巡る法解釈の指針である「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」をほぼ毎年改訂するなど、取引される財・サービスの多様化に対応した取引ルールの整備をすすめており、その市場規模等に係る構造的なデータの整備は当該施策等に係る基礎資料として非常に重要なものである。

電子商取引の市場規模（財・サービスの一般消費者等への提供）は、従来の小売業を主業とする企業はもちろんのこと、現在は製造業やサービス業を主業とする企業においても行われるようになっており、電子商取引の市場規模を正確に把握するには産業横断的に把握する統計調査が最適である。しかしながら、経済センサス - 活動調査は5年に一度、基準年において実施されているのみであるとともに、これまでの中間年における産業統計は事業所を対象とした統

計調査が主であったため企業における電子商取引の実態を把握することは困難であったのが実情である。そのため、当省としては、別途実施している「電子商取引実態調査」などと、他の基礎資料を用いて施策を進めているところ。

一方で、「電子商取引実態調査」等は、いわゆる基幹統計調査ではないため、より精度の高い構造面を把握するといった観点では、不足があるともいえるところ。

今般の中間年の構造統計として創設する経済構造実態調査において、製造業・商業・サービス業を対象として産業横断的に把握することで、経済センサス - 活動調査とのシームレス化が実現し、経年変化の把握が実現することで、まさにEBPMの観点に即したデータ整備及び施策実施ができるものと承知しているところ。

調査事項の設定にあたっては、本調査が中間年における調査であることを踏まえると、基準年と定義を揃える必要があり、ただちにご提案のとおりの対応とすることは非常に難しいところであり、記入者負担を最大限に考慮し、報告者から現実的な回答が可能となるよう、記入のしかたに記載する等フォローしてまいりたい。

なお、経済産業省としては、B to Cサイトによる売上を本調査における個人向けの電子商取引の割合として記入していただくことについては、同サイトでも一部企業による利用は存在していると考えられるものの、企業が大量、多額の利用をすることは想定しづらく、そのほとんどは一般消費者による利用と考えられるため、次善の策として同サイトの売上を記入いただくことはありえると考えている。

集計事項

- ① 今回の集計に係る推計手法について、第1面については企業数の下位1割のデータの伸び率を使って、調査対象外を推計するとのことですが、それが適切とした検証データを示してください。

現時点におけるシミュレーション結果は別添のとおり。

シミュレーション概要

平成24年経済センサス - 活動調査及び平成26年経済センサス - 基礎調査をパネル化して検証。
 全データを小分類×3大都市orそれ以外に層化した上で、非悉皆層（＝いわゆる2割層）を、

- ① 全データ横置き
 - ② 売上高総和8割以上の層のうち、金額ベース下位1割層の売上高総和の増減率で延長
 - ③ 売上高総和8割以上の層のうち、金額ベース下位2割層の売上高総和の増減率で延長
 - ④ 売上高総和8割以上の層のうち、企業数ベース下位1割層の売上高総和の増減率で延長
- の4つの方法で推計し、悉皆層と足しあわせた上で、真値とのかい離を分析。

➡ ②～④の推計による差異は大きくは見られないものの、伸び率対象数の安定的な確保と非悉皆層に近い層だけの動きの反映の両立の観点から、④の手法を採用

	真値			①横置き推計	②伸び率推計 金額下1割		③伸び率推計 金額下2割		④伸び率推計 企業数下1割	
	売上高(百万円)	企業数	うち2割層	乖離幅	乖離幅	伸び率計算対象数	乖離幅	伸び率計算対象数	乖離幅	伸び率計算対象数
F 電気・ガス・熱供給・水道業	25,686,675	843	442	-1.3%	-0.9%	28	-0.4%	40	0.9%	59
G 情報通信業	46,304,752	31,187	18,036	-0.9%	-0.3%	538	-0.2%	776	-0.4%	836
H 運輸業、郵便業	53,092,511	46,787	30,380	-1.0%	-0.4%	3,186	-0.5%	4,880	-0.6%	2,398
I 卸売業、小売業	348,122,928	301,559	192,674	-0.5%	0.1%	11,678	0.2%	16,703	0.0%	7,294
J 金融業、保険業	79,894,358	20,786	14,768	-0.2%	-0.5%	203	-0.3%	293	-0.2%	396
K 不動産業、物品賃貸業	32,505,894	137,327	94,760	-1.1%	-0.8%	7,069	-0.7%	9,773	-0.4%	1,998
L 学術研究、専門・技術サービス業	16,444,382	38,759	14,705	-0.4%	-0.1%	1,699	-0.1%	2,592	0.0%	1,545
M 宿泊業、飲食サービス業	13,145,040	59,436	29,004	-0.6%	-0.1%	3,098	-0.2%	4,298	0.0%	1,837
N 生活関連サービス業、娯楽業	13,710,492	33,802	14,128	-0.6%	-0.3%	1,829	-0.4%	2,884	-0.2%	1,299
O 教育、学習支援業	1,666,882	8,948	3,704	-0.4%	0.3%	246	0.2%	404	0.4%	441
P 医療、福祉	1,687,740	17,657	2,760	-0.3%	-0.2%	560	-0.2%	907	-0.4%	409
Q 複合サービス事業	2,789,175	79	64	0.0%	0.0%	0	-0.1%	1	-0.1%	2
R サービス業(他に分類されないもの)	24,373,664	75,353	43,582	-1.0%	-0.5%	5,298	-0.6%	8,513	-0.5%	2,482
全体	659,424,492	772,523	459,007	-0.6%	-0.1%	35,432	-0.1%	52,064	-0.1%	20,996

5.0%	5.0%以上
2.0%	2.0%以上 - 5.0%未満
1.0%	1.0%以上 - 2.0%未満
0.5%	0.5%以上 - 1.0%未満
-0.5%	-0.5%以上 - 0.5%未満
-1.0%	-1.0%以上 - -0.5%未満
-2.0%	-2.0%以上 - -1.0%未満
-5.0%	-5.0%以上 - -2.0%未満
-5.1%	-5.0%未満